

長期優良住宅法が改正され、令和4年2月20日より施行されます

法改正の概要

- 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』の改正 令和3年5月28日公布
- 主な改正事項 <令和4年2月20日施行>
 - 共同住宅の認定が、住戸単位から住棟単位に変更（管理組合等が一括して申請）
 - 住宅性能評価機関の活用による認定審査の合理化
 - 災害に係る認定基準が新設

令和4年2月20日から 長期優良住宅の認定申請が変更されます

①長期優良住宅の認定手数料が変更されます

手数料の改正（一戸建て住宅の場合）

表以外の手数料も改正されています。県HPで確認できます

建築物の床面積 A (㎡)	改正前	改正後 (確認書等※あり)
	上段 (適合証あり) 下段 (住宅性能評価書あり)	
$A \leq 100\text{㎡}$	7,000円 17,000円	13,000円
$100\text{㎡} < A \leq 200\text{㎡}$	9,000円 21,000円	15,000円
$200\text{㎡} < A$	14,000円 32,000円	23,000円

②災害の危険性が特に高い区域は、認定対象から除外されます

認定対象から除外される区域

- 地すべり防止区域（地すべり防止法） ●急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） ●災害危険区域（建築基準法）

県HPの『わかやま土砂災害マップ』等で区域を確認できます

③確認書等※がある場合、申請書には構造計算書の添付等が不要となります

※確認書等・・・住宅性能評価機関が交付する長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書

2月18日（金）までの申請であれば、従前のままです。（県窓口申請日が基準）

従前の適合証又は住宅性能評価書を添付しての申請は、2月20日以降受付できませんのでご留意下さい。

詳細は和歌山県建築住宅課HPで、ご確認ください

- 問い合わせ先 和歌山県 県土整備部 建築住宅課
- TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038